

○ 海上運送法に基づく行政処分等（旅客船事業者）

四国運輸局

処分年月日	事業者名	本社所在地	処分等の種類	違反等の概要	命令又は指導の内容	是正状況
2020年10月26日	内海フェリー株式会社	香川県 小豆郡小豆島町	行政指導	<p>令和2年10月6日12時頃、内海フェリー株式会社のフェリー「ブルーライン」は、旅客21名、車両11台を乗せ、香川県高松市高松港の出港時、係留ロープが陸上の係留設備と繋がった状態のまま出航したため、ロープが破断し、作業員に接触した。旅客の負傷者なし。</p> <p>同年10月16日、四国運輸局の運航労務監理官が海上運送法に基づく監査を実施した。</p> <p>同年10月26日、乗組員・作業員に対する各種作業完了確認と意思疎通の徹底を含む指導を行った。</p>	<p>1. 乗組員・作業員に対する各種作業完了確認と意思疎通の徹底</p> <p>2. 事故調査委員会設置による事故原因の調査と再発防止策の検討</p> <p>3. 検討結果に基づく再発防止策の教育と実施</p> <p>4. 経営トップ自らが、関係法令等の遵守と安全最優先の原則を社内に周知徹底されるとともに、安全管理体制の継続的改善を主導すること</p>	<p>改善措置報告 2020年11月25日</p>